

令和6年度 かわさきみどりの共創プロジェクト管理運營業務委託 仕様書

1 業務名

令和6年度 かわさきみどりの共創プロジェクト管理運營業務委託

2 履行場所

川崎市内

3 背景・目的

川崎市では、市制100周年の節目となる令和6(2024)年度の全国都市緑化かわさきフェア(以下「かわさきフェア」という。)の開催をきっかけとして、「これまでの川崎の100年を振り返り、これからの川崎をどのようにしていくのか。川崎だからできることは何なのか。そして、みどりが持つ力を使って、川崎らしく、次の100年に向けてより豊かな環境をどうつないでいくのか。」を、これまでの川崎のみどりの歴史、資源、強みなどを振り返りながら、市民、企業等の皆様と一緒に考え、行動することで、新たな川崎のみどりの文化を醸成し、誰もが心豊かに、住み続けたいまちへとつなげていきたいと考えている。

かわさきフェアを契機として、より多くの市民がみどりと関わりを持ち、みどりを通して、多様な主体が交わることで、新しいつながりを生み出し、次の100年に向けて、誰もが暮らしやすく住み続けたいまちを実現するため、かわさきフェア開催前から、シティプロモーションや市制100周年記念事業と一体的に取り組を進めているところである。

本業務では、令和4年度に実施した、市民、企業、大学、行政等の多様な主体が相互に連携する中で生まれる柔軟なアイデアや発想を活かして、川崎のみどりをつールとした、地域課題の解決、地域の魅力や価値の向上に向けた取組(以下「みどりの共創プロジェクト」という。)の更なる発展を図るため、令和5年度に事業検討された、テーマ(ICT×みどり、健康・スポーツ×みどり、コミュニティ×みどり)をより具体的な取組とするためのプロセスの総合的な企画・運営・コーディネートを支援するための技術、ノウハウを有する事業者を公募型プロポーザル方式にて募集するものである。

※「みどり」の考え方

かわさきフェアでは、生物多様性がもたらす「基盤サービス」(光合成、栄養循環、水や空気の浄化)・「供給サービス」(食料や資源の供給)・「調整サービス」(暑熱化の緩和や災害軽減)・「文化的サービス」(精神充足、レクリエーション)の4つの「生態系サービス」も含めた多様な機能と効果を「みどり」として捉えるものとします。

なお、漢字の“緑”は川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第2条第1項に基づき、樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の育成基盤である土、水等の自然の要素とします。

4 業務履行期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

5 業務内容

(1) みどりの共創プロジェクト運営支援

令和5年度に参画した企業・団体が提案実施した「みどりの共創プロジェクト」の事業を踏まえ、事業の深度化を図りながら、かわさきフェアの会場や既存イベント等の場を利用して事業実施を行う。また、事業の結果を踏まえ、令和7年度以降の自走化に向けて、検討スケジュール、実施内容・実施手法及び手順、予算等の整理を行う。なお、業務の実施にあたっては、委託者が随時提供する市制100周年記念事業やかわさきフェア、シティプロモーション、川崎市の緑に関する取組等の情報をよく理解し、適宜業務に反映すること。上記を実施するにあたって次のとおり調整すべき事項を整理する。

ア みどりの共創プロジェクトに係るコンサルティング業務

・令和5年度に実施した、みどりの共創プロジェクトで検討及び実証されたテーマを理解した上で、ブラッシュアップや事業の自走化に向けた計画の深度化を行う。

(ア) 会議等への出席（実証実験に向けた会議も含め、計45回程度を想定）

(イ) 会議の準備、自走化に向けた計画の深度化

会議は事業案ごとの実施を基本とし、参加者と日程調整のうえ、対面及びオンライン両方の開催を想定し参加者が出席しやすい環境の準備を行う。各事業案の推進を図るため、各会議に合わせたワークショップや議題設定などの企画立案を行い、当日のファシリテート等の運営など、必要な支援を行う。また、自走化に向けた計画の深度化にあたっては、他の事業案との相乗効果が見込まれる場合は、合同での会議開催とするなど工夫するとともに、民間企業の事例や他都市での取組なども参考にすること。なお、会議等の開催にあたっては、川崎市の所有する会議室等を利用することを基本とし、原則無償で利用することができる。

(ウ) (仮称) 交流報告会の実施

令和5年度に企画立案している、(仮称) 交流報告会（令和6年7月頃を予定）を実施。開催にあたっての準備、当日の運営を行う。なお、会議等の開催にあたっては、川崎市の所有する会議室等を利用することを基本とし、原則無償で利用することができる。

イ みどりの共創プロジェクトに係る事業実施の企画・準備及び効果検証支援

(ア) 事業実施の企画・提案

各事業案の効果的な事業実施が行えるように、内容、実施場所等の検討を行う。事業実施については、川崎市施設を活用しての実施や既存イベントへの出展、特にかわさきフェアとの連携を優先的に考え、各事業案の検討状況に合わせて、令和6年5月から令和7年3月下旬までに事業実施を2つ程度の事業で実施すること。なお、事業実施に係る事業費については本委託には含まれない。

(イ) 事業実施の記録及び効果検証

事業実施に際しては、当日の様子を記録するとともに、更なる事業計画の検討につなげるよう、課題や収益性などの検証を行う。

ウ 事業実施の効果検証の発表を兼ねた報告会等の企画・運営の支援

(ア) 報告会等の準備・企画立案

報告会等を行うにあたり、基調講演等の企画を立案するとともに、事業実施した内容の発表を行うものとし、報告会等の開催時期については、令和7年5月頃を想定し準備を行う（発表者については、事業実施を行った、代表者を想定）。報告を広く周知するために、オンライン配信や配信のアーカイブなどの必要な調整を行うこと。なお、同時期に行う川崎市や実行委員会主催のイベント等があった場合は、会場や開催日時、報告会等の内容について委託者を通して調整し、相互に連携を行い一体的なものとする。

(イ) 報告会等の運営

(ウ) 報告会等の実施時に必要な備品等の準備

会場に付属されている備品以外の準備及びオンライン配信等の準備を行うものとし、準備する備品の内容については、委託者と調整の上決定するものとする。なお、報告会等の開催にあたっては、川崎市の所有する会議室等を利用することを基本とし、原則無償で利用することができる。

(2) 記録等

(ア) 各会議等に参加した際に、議事録を作成

(イ) 各会議等に向けた、資料等の作成及び印刷、備品等の準備、会場設営補助等を行う。

(3) 報告書の作成

(ア) 本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。

(イ) 業務履行期間にあわせ、年間の本業務の検証及び分析並びに各事業の課題等を委託者に報告書として提出する。

6 進捗管理

本業務の全体スケジュールを作成・管理するとともに、進捗や課題の管理を行うこと。

本業務の実施スケジュール（案）は、次のとおりとする。

「5（1）イみどりの共創プロジェクトに係る事業実施の企画・準備及び効果検証支援」については、5月から3月下旬までに事業実施を行い3月下旬までに効果検証を行う。

「5（1）ウ実証実験の効果検証の発表を兼ねた報告会等の企画・運営の支援」については、令和7年度5月の報告会等開催を想定。

各参加者同士や実行委員会参画企業の交流を促すため、各事業案の進捗状況について、令和6年度みどりの共創プロジェクトの参加者が集まり報告共有の場として、交流報告会を実施する。

令和6(2024)年									令和7(2025)年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ア みどりの共創プロジェクトに係るコンサル業務																	
●交流報告会																	
イ 事業実施の企画・準備及び効果検証支援																	
									ウ 報告会等の企画、準備、運営								
									事業内容のとりまとめ								

7 会議・打合せの開催等

- (1) 委託者との定例打合せ（月1回程度：オンライン対応も可能とする）を実施し、打合せ資料、打合せ記録を作成すること。
- (2) 委託者が必要と判断した場合、定例打合せ以外にも適宜、打合せ・電話・メール等による対応を行うこと。
- (3) 円滑な業務遂行のため、オンライン会議やその他連絡調整等に必要な機材を用意すること。
- (4) その他の事項については、委託者と協議し決定する。

8 業務成果

成果品は次の通りとする。

- ① 委託業務成果報告書 1部
- ② 上記電子データ（電子納品）（CD-R） 1部
- ③ その他関係資料一式及び成果品は全て委託者に帰属することとし、受託者は委託者の承認を得ずに使用又は公表しないこと。

9 秘密の厳守

業務上知り得た情報及び資料は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報の保護に関し、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 本業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 本業務に係る一切のデータを、委託者が指定した目的以外に複製又は複製してはならない。
- (3) 本業務の処理に関し、事故が生じた場合は、直ちに委託者に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅延なくその状況を、書面をもって委託者に報告しなければならない。

10 個人情報及び機密に関する情報の保護等

- (1) 本業務において取り扱う個人情報については、個人情報保護法等に則り、適正に取り扱うこととする。
- (2) 委託者から貸与する個人情報及び機密に関する情報については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理すること。また、これらの情報については、接触する者を最小限に限定するとともに、接触する場合にも必要最小限の対象者分に係る必要最小限の情報のみを処理すること。

- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり知り得た個人情報及び機密に関する情報を、受託者の担当外部部門及び連結子会社等のグループを含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行に当たり委託者が提供する資料・データに関する取扱いも同様とし、業務完了の際に納品物とともに返却すること。
- (4) 受託者は、この契約を履行する受託者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じること。
- (5) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、直ちに返却すること。また、貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

1 1 成果物等の著作権

- (1) 受託者及び作成者は、本業務において作成された成果物に関する一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を、当該成果物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡する。
- (2) (1) に定める著作権譲渡の効果は、納品時から発生するものとする。
- (3) 当該成果物の納品にあたって、委託者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。
- (4) 受託者及び作成者は、委託者又は委託者が指定する第三者に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- (5) 委託者は、当該成果物が著作物に該当するとしないうえに関わらず、当該成果物等の内容を受託者及び作成者の承諾なく自由に公表することができ、当該成果物等の利用目的実現のためにその内容を改変することができる。
- (6) 契約期間終了後、当該成果物について、委託者がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者及び作成者は一切の異議を申し立てないこと。

1 2 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、契約書、川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会委託契約約款、本仕様書、全国都市緑化かわさきフェア基本計画骨子や、全国都市緑化かわさきフェア基本・実施計画に基づくものとする。
- (2) 事業の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために必要な人材を確保し、適切な運営体制とすること。
- (3) 受託者は、委託者、関係者及び関係機関等と十分に調整の上、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。
- (4) 本業務の実施に係る必要な物品等については、受託者が用意すること。
- (5) 本委託成果をもとに、次年度の委託発注に関わる仕様書等の資料について提案・助言を行うこと。
- (6) 報告書類や各種物品等の作成に当たっては、環境負荷低減に資する素材を使用すること。
- (7) 本業務の履行のための受託者の人件費等の一切の経費は本業務の委託費に含まれるものとする。
- (8) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合や、この仕様書に定めのない事項について

は、必要に応じて委託者、受託者協議の上、業務を進めること。

(9) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、委託者、受託者双方協議の上、決定するものとする。

(10) 受託者は、契約満了又は契約の解除に伴い当該契約の業務内容について引継ぎが必要となる場合は、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。そのために要する費用について委託者は負担しない。